

高崎ふれあい連絡員の会会則

(名称・所在地)

第 1 条 本会は、「高崎ふれあい連絡員の会」と称し、事務局を会長宅に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、地域に居住する高齢者の方々と、日常的にふれあうことにより、信頼関係を深め、よって災害時における安否確認と、その後の支援態勢を容易にするとともに、高齢者の孤立化をくい止めることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 三軒両隣の精神の普及に関する事項
- (2) 関係機関への情報提供に関する事項
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事項

(会員)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的に賛同した有志をもって会員とする。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会	長	1 名
副	会 長	1 名
班	長	3 名
監	事	2 名
会	計	1 名
庶	務	1 名

(役員を選出)

第 6 条 本会の役員は役員会において選出し、総会で承認を得る。

2 役員任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

(顧問・相談役)

第 7 条 会長は、総会に諮って顧問・相談役を委嘱することができる。

(会議)

第 8 条 本会の会議は、総会、役員会とする。

2 総会は、年 1 回、役員会は会長が必要に応じ招集する。

(経費)

第 9 条 本会の経費は、助成金及びその他の収入をもって当てる。

(会計年度及び会計監査)

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2 会計は、年 1 回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(会則の改廃)

第 11 条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第 12 条 本会則に定めのない事項については、役員会で決定する。

附 則

本会則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。